



マイナンバー制度説明会時の 質疑応答について

9月に開催した説明会時の質疑応答について掲載いたします。

- Q 1 マイナンバー制度の説明会を今後も各大字で開催していただけないでしょうか。
- A 1 11月にも以下の施設で説明会の開催を検討しています。
高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川、ふるさと館、皆谷集落農業センター等
- Q 2 マイナンバーの通知は10月から郵送されると聞きましたが、実際はいつ頃届くのでしょうか。
- A 2 早くても11月下旬となる見込みです。12月下旬までにはほぼすべての方にお届けされる予定です。
- Q 3 10月以降で受け取ったマイナンバーの通知カードを別の場所に住んでいる世帯員（子ども等）に渡すときはどうすればよいのでしょうか。
- A 3 直接本人へ手渡しする方法または、書留で郵送することになります。重要な書類ですので決して普通郵便で郵送することがないようにお願いします。
- Q 4 個人番号カード交付申請書には証明用の写真を貼付しなければならないとされており、その撮影できる証明用写真撮影機が最寄りにないため、役場に設置していただけないでしょうか。
- A 4 調査した結果、採算が合う箇所に設置しているのとこと、村役場に設置するのは難しい状況です。
- Q 5 個人番号カード交付申請書に記載する暗証番号について、本人が記載できない場合は、代理人が記載してもよいのでしょうか。
- A 5 基本的には本人または法定代理人が記載することになりますが、委任状等で本人の意向により代行ということであれば任意の代理人でも記載できます。
- Q 6 学生への交付については、平日では役場に行くことが難しいため、休日でも交付できるよう対応していただくのは可能でしょうか。
- A 6 個人番号カードを15歳未満の方や成年被後見人の方については、本人と法定代理人の方に役場に来庁していただいて交付することになりますが、個人番号カードの交付に関して休日でも日時を限定し、交付ができるよう対応します。

皆さんのマイナンバーを収集する 事務と本人確認について



平成28年1月から以下の事務について、役場窓口等でマイナンバーを収集させていただきます。（国民健康保険事務、国民年金事務、介護保険事務、後期高齢者医療事務、保育所関係事務、児童手当事務、村営住宅事務、住民税・固定資産税・軽自動車税等の事務、土地売買や賃貸借契約事務等）

マイナンバーを収集する際には、本人確認として「マイナンバーの番号確認」と「身元確認」が義務付けられていますので、以下の書類を提示していただき確認をさせていただきます。

記

○マイナンバーの番号確認に必要な書類

- ・個人番号カード※（平成28年1月以降から申請者に対して交付されるもの）
- ・通知カード（平成27年10月から郵送されるもの）
- ・個人番号記載の住民票の写し

○身元確認に必要な書類

- ★写真付きのものであれば、以下の一つの書類で確認できます。
 - ・運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等
- ★写真がないものは、以下の二つ以上の書類で確認することになります。
 - ・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、民間企業の社員証、学生証、住民名義の預金通帳、検定合格証等

※個人番号カードであれば、「マイナンバーの番号確認」と「身元確認」の両方が一つでできます。

問合せ 総務課 企画調整担当 ☎82-1254